

2025年9月25日

株主各位

広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号

アヲハタ株式会社

代表取締役社長 上田 敏 哉

株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年11月1日（土曜日）を効力発生日として、株式交換によりキューピー株式会社を完全親会社とし、当社はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式交換の日以前において、株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

敬 具

記

1. キューピー株式会社株式の割当の時期および方法

2025年10月31日（金曜日）最終の当社株主名簿に記録されました株主様に対し、ご所有株式1株につき0.91株の割合をもってキューピー株式会社の株式を割当交付いたします。割当交付されたキューピー株式会社の株式は2025年11月1日（土曜日）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、休業日明けとなる2025年11月4日（火曜日）以降、売却が可能です。(※) なお、「株式交換に伴う割当株式数のご通知」は、2025年12月上旬にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申し上げる予定です。

2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
2025年10月29日（水）	当社株式の最終売買日	
2025年10月30日（木）	当社株式の上場廃止日	この日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
2025年11月1日（土）	株式交換の日	効力発生日は休業日のため、2025年11月4日以降、株式交換比率に応じた数のキューピー株式会社の株式として売買が可能になります。 (※)

(※) 特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社等に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、ご売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取・買増請求について

当社の単元未満株式の買取・買増請求の日程は以下のとおりとなります。

なお、2025年11月1日（土曜日）の株式交換前に当社単元未満株式の買取・買増請求をされた場合でも、キューピー株式会社株式が割当交付された後に、単元未満株式が発生することがありますので、ご留意願います。

（1）買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2025年10月27日（月）	買取請求の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。（※）
2025年10月28日（火） ～ 2025年10月31日（金）	この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。
2025年11月4日（火）	割当後のキューピー株式会社の単元未満株式（100株未満）につきまして、買取請求の受付を再開いたします。「買取請求書・取次依頼書」には割当後のキューピー株式会社の単元未満株式（100株未満）の株式数をご記入ください。

（2）買増請求

キューピー株式会社では、単元未満株式の買増制度を採用しておりません。そのため、当社における買増請求の受付は2025年10月16日（木曜日）までのお取り扱いとなります。（※）

（※）上記の買取・買増請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 端数株処分代金のお支払い

キューピー株式会社株式の割当の結果生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その数に応じて2025年12月下旬に端数株処分代金領収証をご送付申し上げます。

5. 本件に関するご照会先

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先および照会先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00

（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

以 上